## 社会保障と税の抜本改革調査会・税制改正PT合同総会 次第

1. 挨 拶

2. 6/13 開催「成案決定会合」について

説 明: 内閣官房社会保障改革室 中村 秀一 室長

次回開催予定 追ってご案内いたします。

# 政府·与党社会保障改革検討本部 第2回成案決定会合 議事次第

平成 23 年 6 月 13 日 (月) 1 8 : 4 0 ~ 1 9 : 4 0 官 邸 4 階 大 会 議 室

- 1. 開 会
- 2. 自由討議
- 3. 閉 会

#### 配布資料

- (資料1)社会保障・税一体改革に関する地方3団体と関係閣僚の意見交換に ついて(議事概要)(6月10日(金)実施)
- (資料2)地方単独事業について(総務大臣提出資料)
- (資料3)税制調査会において各委員から出された主な意見(6月10日(金) 税制調査会提出資料)
- (資料4) 社会保障改革に関する集中検討会議民間幹事委員との意見交換 (6 月10日) における主な意見

### 社会保障・税一体改革に関する地方3団体と関係閣僚の意見交換について (議事概要)

日 時: 平成 23 年 6 月 10 日 (金) 17:30~18:55

出席者:(地方3団体)

中村 時広 全国知事会 社会保障制度改革検討PTリーダー (愛媛県知事)

森 民夫 全国市長会 会長(新潟県 長岡市長)

渡邊 廣吉 全国町村会 常任理事(新潟県 聖籠町長)

(政府側)

与謝野 馨 社会保障・税一体改革担当大臣

片山 善博 総務大臣

野田 佳彦 財務大臣

大塚 耕平 厚生労働副大臣

(事務局)

峰崎 直樹 内閣官房参与

中村 秀一 内閣官房社会保障改革担当室長

#### 概要:

#### ○地方3団体からの意見説明

(中村知事) 社会保障国民会議分科会に参加した際も、消費税引上げに当たり、国の徹底した 行財政改革、国会議員の定数削減や世襲制限に取り組むことと、消費税と同時に地方消費税 の問題に取り組む必要性を主張した。今回の集中検討会議には、地方代表が入っていないこ とを非常に心配していた。地方単独事業の経緯や内容を把握し、地方の意見を聞くことが重 要。地方も市町村合併を通じて首長や議員を減らす等の努力をしている。

議論はまだ始まったばかりであり、単なる実績作りとしての意見交換をして終わらせるべきではない。地方単独事業の数字・詳細を見て精査すべき。現在の社会保障改革案には、確実にどの地方団体も賛成できない。

(森市長) 国が社会保障について、地方を協力者と見るか、突き放すかの瀬戸際にある。今の 改革案は、地方を突き放すものであり反対。地方単独事業を一刀両断に切り捨てるのは全く 納得がいかない。消費税の引上げは、今回絶対に成功させなければならないが、地方をパー トナーと見ていない点に全市長が怒りを持っている。

また、地方単独事業は単なるサービスであって、社会保障給付ではないという文言は見識不足。地方単独事業は、国の足らざる部分を補ってきたことを認識すべき。民主党は基礎的自治体を重視するマニフェストを掲げているが、今回の改革案とどう整合性を図るのか。

(渡邊町長) 4月7日に集中検討会議の準備作業会合で地方3団体から話を聞く機会が設けられたが、時間があまりなかった上、今回の改革案を見ても、ただ聞き置くだけだったと思う。

地方単独事業は、住民の要請や地域の実情に応じて見極めながら実施している。今回の改革案は、国の負担が大きい分野だけ財源確保をしようとしている。国の制度だけがすべてではない。国と地方が車の両輪として、社会保障を進めていくべき。この改革案では国の制度のしわ寄せを食う。町村会の立場でも賛成とは言い難い。

#### ○意見交換

(野田財務大臣) 国と地方は車の両輪であり、パートナーであるという認識は共有できる。社会保障を持続可能なものとするため、損得ではなく、共に安定した財源づくりを考えていきたい。地方単独事業については、データを踏まえた建設的な議論をしたい。

(中村知事) 国と地方はパートナーであり、両方で知恵を出すためにも話し合う場をしっかり持つべき。データ作りを積極的にやっていきたい。是非、始まったばかりだという認識に立ってお互い知恵を出す場を作っていただきたい。

(森市長) 地方単独事業の中には、地方でやむを得ず始めて、それが国にフィードバックされたものもあり、もっと積極的に評価していただきたい。単独事業はろくでもないものと決めつけられるのは、根底から存在意義を否定され不愉快である。

(渡邊町長) 平成12年に地方分権一括法ができ、民主党政権になってからも、法に基づく国と地方の協議の場もできて、歓迎している。地方のことを念頭に置きながら、住民の立場に立って、将来に向けた国の形をお互いに議論すべき。国が財政的に厳しいということだけで考えるのはいかがなものかと考える。

(大塚厚労副大臣) 厚生労働省としても、国と地方の協議の場などを通じて、地方としっかり と意見調整していきたい。

(森市長) 今回の改革案では、「社会保障給付」と「サービス」を使い分け、地方単独事業は「サービス」であり、サービスは勝手にやれとしか書いていない。

(中村室長)「サービス」という言葉は、医療・介護等の現物給付を指しており、貶めるような 意味付けはない。

(中村知事)集中検討会議には地方行政の現場を知る者がいないのが大きな問題である。有識者といっても、地方の事業を知っている人は少ない。

(与謝野大臣) 消費税を上げるのは政治的に大きなリスクを負っており、菅政権は真正面からこれに取り組んでいることを御理解いただきたい。

税法附則104条は、消費税を社会保障目的税としているが、その理由は、消費税を官の肥大化には使わず、いずれ自分に戻ってくる種類の税金ということを明らかにすることで、国民の理解を得ようという趣旨。今回、経理上どうするかは詰める必要があるが、地方に行く分をゼロにしようとかなるべく小さくしようという考えはない。地方単独事業の中には色々あるので、精査しないといけない。まず、消費税引上げを実現させることが第一であり、国と地方の問題は、その次の問題として真剣に取り組む。閣議決定に沿って、6月中に一体改革の成案を得なければならないので、地方単独事業について詳細を詰められるかどうかは時間が短く難しいとは思うが、国と地方の協議の場などを通じて協議していくべき。

(中村知事)介護保険料等の値上げをやってきた経験からは、行政側がやるべきことをやり、オープンにして住民の納得を得られれば、値上げもスムーズに行うことができる。消費税は引き上げるべきだが、前提として自ら汗を流しているところを見せないと国民は聞く耳を持ってくれない。消費税を上げることは難事業であるからこそ、地方も味方にすべき。

国だけで消費税収を全部取るわけではないと与謝野大臣はおっしゃったが、地方消費税の 話に聞く耳をもたなかった社会保障国民会議のときの苦い経験から、集中検討会議のメンバーを見ても疑問がある。

(与謝野大臣) 今回の改革における国と地方の配分は、まず財務省と総務省で詰めた上で、政治がみることが大事。消費税について、国と地方の財源争いをしたくない。まず5%引上げを実現することが大事。社会保障改革案では、2015年までのことしか書いていない。2020年に基礎的財政収支を均衡させるという財政健全化目標を実現するには、2016年にもう一度、集まって相談しなければいけない状況が来ると思う。今回は、静かな話し合いの中で、落ち着くべきところに落ち着かせるのが良識あること。

(森市長) 布石の段階でごまかされるのではないか等の懸念がある。地方単独事業を精査し、 国と地方で協議をするということを約束していただきたい。

(野田財務大臣) 地方単独事業の整理をすることについては共有できたと思う。

6月中に一体改革の成案ができなかった場合の政治リスク、財政リスクは計り知れない。 今大事なのは、お互い疑心暗鬼になるのではなく、社会保障を持続可能なものにするため、 一定の決断が必要。実際に税率を上げる時期は後であり、それまでの間に詰めるところは詰めていくという信頼を得たい。

(中村知事)「6月20日」という日付が一人歩きしている。そこに無理やり持って行くため、これまで聞いていなかった地方の意見を慌てて聞いていると受け止められている。改革案について、納得できる文章修正が出て来るかどうかわからないが、今の案のままでは誰もついてこない。

(与謝野大臣) ガチンコ勝負みたいにするつもりはない。地方から情報を教えていただいて、 地方単独事業のうち消費税を充てられるものと充てられないものを精査したい。財源は限ら れており、全部とはならないが、まずは事務的に話し合いをして、穏やかな結論を得ること が大事だと思う。

(渡邊町長)集中検討会議のときは、片山総務大臣から、今の段階は社会保障の枠組みの議論 なので、財源については、枠組みが決まってから話し合おうと言われた経緯がある。我々は 消費税増税5%を分捕りするという次元で話をしているのではない。

消費税引上げについては、社会保障目的化することによって、国民にもある程度理解される状況に来ていると思う。増収分についても、国と地方の役割に基づいて配分されるのであれば異論はない。税源を国民にしっかり示しながら、国と地方が密接に車の両輪として社会保障を担っていくという前例を積み上げていくべき。

(大塚厚労副大臣)集中検討会議の構成についてはご議論いただきたい。私も日銀出身なので、 先ほど野田大臣がおっしゃったことと同様の懸念を持っている。

(中村知事) 消費税引上げの必要性は受け止めているが、国民の理解を得るためには、国会議員が身を削る姿勢を示さないといけない。地方も引上げの必要性は理解しているので、国と地方が信頼関係の下、パートナーとして、一緒に消費税を上げるべきと言える環境を作っていただきたい。

(森市長) 附則104条3項7号の問題など、13日にも引き続きお伺いしたい。

(片山総務大臣) 与謝野大臣の話はその通りと思うが、ただ単に言葉だけでは「なるほど、そうか」とはならない。

集中検討会議の設置の際も、地方代表を入れると、これまでの経験ではすぐに財源配分論になりがちな傾向があったので、しかるべき時に地方側に入ってもらって議論しようということだった。また、地方には最初から地方消費税の話は言わずに、社会保障のあり方についての意見を言ってほしいとお願いし、地方団体には忠実にそのようにしていただいた。しかし、結果としては、地方の意見は歯牙にもかけてもらっていない。

地方単独事業にも色々あり、精査には時間がかかる。今頃になって、地方単独事業の詳細がないと言われても地方側は心外である。今となっては仕方ないので、相応なものを提出し、時間をかけて詰めていくが、中身を詰めたとき、その結果が反映される仕掛けがなければいけない。詰めたところで、今回の改革案で理論的に排除されてしまうのでは何の意味もない。案を早くまとめようというのなら、中立的で公正でオープンな形で詰めて、リーズナブルなものが反映されるという形になっていないといけない。期限が決まっているのなら、地方側と国側がよく合意を形成しなければいけない。

(与謝野大臣) 話し合いの原則を決めることはできても、それぞれ言い分があるだろうから、中身を全部詰めることまでは難しい。地方団体と政府が、この件について、継続的に話し合っていくということは、約束していいと思う。

(以上)

# 地方単独事業について



平成23年6月13日

総務大臣 片山善博

## 社会保障サービスにおける地方単独事業

- 1 今回の「社会保障改革案」に示された「社会保障給付費」推計対象は、技術的な理由などから基本的に年金などの国の事業及び地方団体が実施する社会保障サービスのうち国庫補助負担事業に限定されている。
- 2 「地方単独事業」とは、地方団体が行う事業のうち国庫補助負担事業以外のものを指し、その大半は、「法令等により義務づけられたもの」、「全国的に実施されておりその上に立って国庫補助負担事業が制度化されているもの」であり、それらの中には、国庫補助負担事業が同化定着したため地方分権の観点から一般財源化されたものもある。また、離島、山村、過疎、豪雪地帯などについては、地域の実情に応じて特別に実施される事業であっても、その地域の住民にとっては必要不可欠なものが多い。
- 3 社会保障サービスのうち、年金以外のものはほとんどが地方団体により提供されており、それが国庫補助 負担事業であるか地方単独事業であるかは、国民には分からないし、国民にとっては区別する実益がない。 両者が一体として安心・安全な国民生活に寄与しているものである。
- 4 従って、今回の社会保障と税の一体改革の検討にあたっては、国の事業及び国庫補助負担事業を中心と した「社会保障給付費」という狭い概念で議論するのではなく、「地方単独事業」を含めた社会保障サービス の全体像を国民に提示して、その財源問題を議論すべきである。

## 地方単独事業9.2兆円(2015年度ベースの推計)の内訳(具体例は主な事業)

未定稿

(単位:兆円)

|       | 法令等により           | 人義務づけ                                    | られた事業 約4.8兆円        |         | 小計   | 全国的に実施されている事業 約  | 11.4兆円 | 小計   | 分別未済の事業<br>約3.0兆円 | 小計   | 合計   |
|-------|------------------|--|---------------------|---------|------|------------------|--------|------|-------------------|------|------|
| 介護    | 介護保険運営           | 0.24                                     |                     |         | 0.25 | 介護用品等支給          | 0.01   | 0.01 | その他               | 0.00 | 0.26 |
| 医療    | 国民健康保険事業         | 0.79                                     | 特定疾患治療調査研究          | 0.06    | 2.15 | 乳幼児医療費助成(就学前に限る) | 0.27   | 0.72 | その他               | 0.66 | 3.53 |
|       | 公立病院(一般会計負担分)    | 0.50                                     | 救急医療対策(周産期医療、休日夜間等) | 0.06    |      | 障害者(児)医療費助成      | 0.26   |      | 医療関係              |      |      |
|       | 保健所、市町村保健センター    | 0.30                                     | 広域病院負担金、診療所運営補助     | 0.04    |      | 母子(父子)家庭医療費助成    | 0.07   |      | 健康対策              | 12   |      |
|       | インフルエンザ等予防接種     | 0.14                                     | 成人健診                | 0.03    |      |                  |        |      |                   |      |      |
|       | がん検診             | 0.12                                     | 新型インフルエンザ対策         | 0.02    |      |                  |        |      |                   |      | -    |
| 1.    | 保育所(公立・私立)       | 0.75                                     | 放課後児童対策             | 0.05    | 1.64 | 子ども子育て関連助成金等     | 0.27   | 0.28 | その他               | 0.40 | 2.32 |
|       | 幼稚園(公立・私立)       | 0.28                                     | 児童相談所・一時保護所         | 0.04    |      | 多子世帯保育料等軽減       | 0.01   |      | 施設運営等             |      |      |
|       | 乳幼児健診・妊婦健診       | 0.11                                     | 次世代育成支援対策           | 0.03    |      |                  |        |      |                   |      |      |
|       | 児童館・児童遊園         | 0.09                                     | 幼稚園就園奨励費補助          | 0.03    |      |                  |        |      |                   |      |      |
|       | 準要保護児童生徒援助·給食援助  | 0.08                                     | 児童福祉施設等運営補助         | 0.03    |      |                  |        |      |                   |      |      |
|       | 知的障害児施設          | 0.06                                     | 母子保健対策              | 0.02    | 9    |                  |        | - 5  |                   |      |      |
|       | 介護、医療、           | 子ども・子                                    | 育て 小計               |         | 4.04 | 4                |        | 1.01 |                   | 1.06 | 6.11 |
| その他   |                  | 0.00 C C C C C C C C C C C C C C C C C C |                     |         | 0.80 |                  |        | 0.38 |                   | 1.92 | 3.10 |
| 障害者福祉 | 障害者施設            | 0.08                                     | 小規模作業所等運営補助         | 0.03    | 0.23 | 障害者(児)福祉手当等      | 0.11   | 0.16 | その他               | 0.32 | 0.71 |
|       | 障害者自立支援・社会参加促進   | 0.03                                     | 障害者(児)居宅介護・活動支援     | 0.02    |      | 障害者タクシー・バス等運賃助成  | 0.04   |      | 障害者福祉             |      |      |
|       | 障害者地域生活支援        | 0.03                                     | 精神保健福祉施設            | 0.01    |      |                  |        | 4    |                   |      | -    |
| 高齢者福祉 | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等 | 0.11                                     | 老人福祉センター等老人福祉施設     | 0.08    | 0.31 | 高齢者バス等運営・助成、敬老パス | 0.07   | 0.08 | その他<br>高齢者福祉      | 0.72 | 1,11 |
| その他   | 福祉事務所            | 0.11                                     |                     | ••••••• | 0.26 | 社会福祉団体運営費補助      | 0.09   | 0.14 | その他<br>低所得対策等     | 0.88 | 1.28 |
| 合計    |                  |  |                     |         | 4.84 |                  |        | 1.39 |                   | 2.98 | 9.21 |

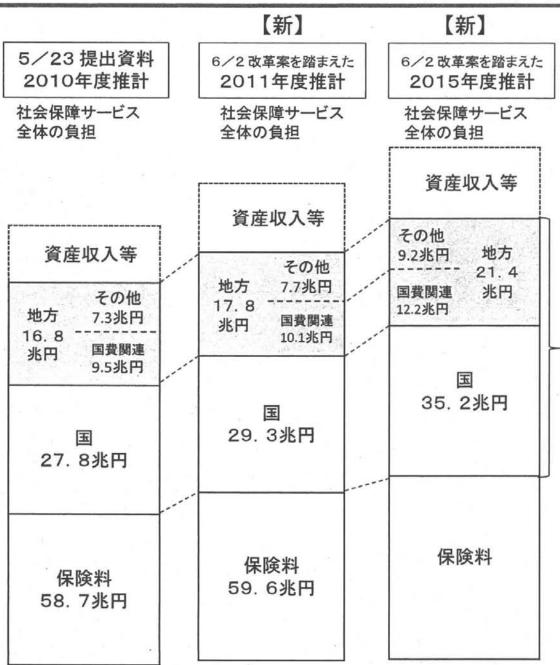
<推計方法(詳細は、別紙のとおり)>

- 2009年度決算統計をもとに、国費に関連する社会保障給付費(公費)の伸びを踏まえ推計
- 上記は、施設整備のための経費、敬老事業(祝い金・記念品等)、乳幼児医療費助成のうち義務教育就学前以外にかかる部分、衛生費のうち社会保障以外の 経費(公害関係事業、衛生研究所など)、災害救助費、本庁人件費等の経費は除外している
- (注)・「法令等により義務づけられた事業」は、事業ごと、法令ごとに判断している
  - 「分別未済の事業」は、事案の具体的実施方法ごとではなく、目的別に大括りに計上されたものである。

# 2015年度の地方負担額の推計方法

56.6

兆円



- 〇 6月2日の集中検討会議で、初めて2011年度ベースの 国費に関連する「社会保障給付費」が示されたことから、 地方負担についても1年更新し、2009年度の決算統計を もとに2011年度の全体の地方負担(17.8兆円)を推計 し直した。このため、国費に関連する地方負担以外の地方 負担は従来の7.3兆円から7.7兆円に増加。
- 2009年度の決算統計をもとにした推計の方法は下記のとおり。
- ・決算統計上の民生費(災害救助費を除く)、衛生費(清掃費を除く)、労働費、教育費の一部(幼稚園)について、総務省において、個別の事業の実績額を調査。
- ・その上で、施設整備のための経費、敬老事業(祝い金、記念品等)、乳幼児医療費助成のうち義務教育就学前以外にかかる部分、衛生費のうち公害関係事業や生活衛生分野、本庁人件費などを除外。
- また、同会議で2015年度ベースの「社会保障給付費 (公費)」が示されていることから、2011年度の国と地方 の負担割合と同じであることを前提にするとともに、地方負 担にも同程度の伸びが見込まれることを前提に、2015年 度の地方単独事業を9.2兆円と推計。

## 国民の視点から見た社会保障サービス

- 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の 区別なく提供されている。
- このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方 単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

## 社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

| 項目         | 補助事業                                    | 地方単独事業                        |
|------------|---|-------------------------------|
| 予防接種       | 予防接種による健康被害(国1/2)                       | 予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】     |
| がん検診       | 子宮頸がん、乳がん(国1/2)                         | 胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】          |
| 保健所経費      | 肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)                   | 一般的保健所経費【2,630億円】             |
| 母子·乳幼児     | 母子手帳·乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1<br>/2)      | 妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】        |
| 児童福祉       | 子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)               | 児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】 |
| 保育所経費      | 私立認可保育所(1/2)                            | 公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】 |
| 老人福祉施<br>設 | 特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設)<br>(保険料50%、国20%) | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】       |
| 障害者医療      | 自立支援医療費(特定の医療費を自己負担<br>1割水準まで軽減)(国1/2)  | その他障害者医療費※【2,150億円】           |
| 生活保護       | 生活保護扶助(国3/4)                            | 福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】        |
| 国民健康保<br>険 | 国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)                  | 保険料軽減【3,670億円】                |

注:地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの

※:地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される (平成20年度実績 350億円(うち乳幼児分69億円))

#### 6月10日税制調查会提出資料

#### 税制調査会において各委員から出された主な意見

#### 【個人所得課税】

#### 【法人課税】

- 法人課税について、新成長戦略も踏まえて、日本に立地する企業の競争力強化、外資系企業の立地促進のために法人実効税率を主要国並みへ段階的に引き下げていくということで、是非、実行していきたい。課税ベースの拡大と併せた法人実効税率の5%引下げ、中小法人に対する軽減税率の3%引下げについて、税制抜本改革の一環をなすものとして、是非とも早期実現を図りたい。
- 23年度改正の法人税減税がどうなるかというのは、その実現のために各省庁が協力したものがどうなるかということであり、大きな論点。

#### 【消費税】

#### 《総論》

- 集中検討会議では、消費税率の引上げは特に景気後退にはつながらない、軽減税率は設けるべきではないという意見のみだった。税調で議論が深まることを願っている。
- 財政はマクロの視点で見るべき。財政の持続可能性の観点からは歳出削減か歳入増の二つの選択肢しかないが、今大事なのは歳入の部分であり、国民に負担をお願いしますというメッセージを出すことから始めるべき。今度こそ待ったなしという思いで、この問題に取り組むべき。
- 中長期的には保険料で賄われている制度の方が頑健。社会保障論としては、まずは保険料の世界でどのような改革を行うのかを議論し、その上で消費税の問題をどうするか、という順序ではないか。
- 22 年度・23 年度税制改正大綱では、消費税率を 10%とすることを前提にした議論とはなっていないはず。それにも関わらず、「これまでの大綱の方針を踏まえ、残された議論」というのはおかしいのではないか。税調では消費税 10%という「改革案」を無視していいということか。10%を前提に議論するかどうかをはっきりしないと意見の言いようがない。
- 今の日本の財政状況は、多少歳入を増やしても、サービスの拡充に回す財源はないというのが実態。国民に負担増をお願いするが、場合によってはサービスが下がる部分もあるというくらいの覚悟をもって政治決断するのかが問われている。丁寧に議論して、その覚悟を皆で持とうということ。
- 一体改革については、社会保障の充実と財政健全化を同時に達成していくために、どれだけの財源が必要であり、そのうち保険料と税の役割分担はどうなると

いう枠組みを前提とした上で、ポイントを絞った議論をする必要がある。全部、白地から議論するものではない。

- 単に5%を上げることだけを決めて、あとは後からだというやり方で国民に理解を得られるか。逆進性や景気に対する影響を確かめた上で、納得してもらえるメッセージが出せるかどうかが重要であり、そのための議論を税調で重ね、最終的に政治判断しなければいけない。
- 震災が発災をする前から、税と社会保障の一体改革を行い、財政健全化にきちんと道筋を付けることはやるべき課題だったし、震災によりむしろその必要性は強まっている。IMF のリサーチによると、今、一番日本に期待されていることは、財政の安定である。震災で大変だが、震災に向けての復旧、復興をきちんとやると同時に、併せて財政健全化の道を日本がたどろうとしているかを今、世界は見ている。
- 負担増について議論するのであれば、社会保障制度全体のあり方について、国 民から納得してもらう必要があり、そのためにも分かりやすく丁寧な議論をする必 要がある。
- 算盤勘定と国民感情のバランスをとっていくことが重要。

#### 《消費税収の使途・区分経理》

- 高齢者3経費に子ども・子育てを加えたことは、この政権として目指してきた社会保障改革の大きな姿。当然、そこを充実するには負担が必要になるが、きちんと説明をすれば国民に理解していただける。国民に理解していただくためにエネルギーを割くべき。
- 社会保障の財源としては消費税を軸とし、高齢者3経費を対象とするというのは、 昨年12月にまとめられた民主党の税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」 で示された考え方。

#### 《消費税率》

- 集中検討会議では有識者の方が人数が多く、税制についても税率について直接的に議論されたことはなかった。有識者達からは 10%との発言があったが、消費税率の話は国会議員が税調において議論すべき位置づけと考える。
- 「改革案」では、税率を5%アップしても、3%は赤字削減で、2%だけが機能アップということになり、国民の期待(5%の機能アップ)と異なってしまうのではないか。 また、これではデフレを加速することになるのではないか。
- 今回の5%の引上げについて、本当に社会保障の拡充に向けられるのが1%で、 残りの4%は借金返しになり、政治的に国民に十分説明しきれないといった話が あった。これについては、これまで何らかの整理がなされたのか。
- まずは社会保障に必要な経費はいくらで、そのうち機能アップがどれだけあるのかという点を全面的に押し出していかないと政治的に持たないのではないか。
- いつから消費税率を上げるのかは別問題だが、10%という税率は、集中検討会議において、将来の社会保障経費と財源不足額に関する議論を経て出されたもの。

- 5%が最初にありきではなく、必要なものは何なのかを国民に率直に出していく 必要がある。10%というのは重要な決断だが、キリがいい数字というのでは駄目 だし、国・地方の配分比率によってはそれよりも多く必要になるかもしれないので、 しっかりとした議論が必要。
- 消費税率を5%引上げるならばこの位の社会保障サービス、より低い税率ならばこの位のサービスまで下げざるを得ないということを国民に判断してもらわざるを得ない。社会保障改革案では、5%の引上げでこの位の社会保障というコミットメントを中期的にしたということ。
- 政権与党に課せられている宿題は、社会保障制度の持続可能性を維持することと、2015年にプライマリーバランスを半減し、2020年にはバランスさせること。この二つに加え、子どもの問題や医療の充実をやっていくと、2015年には5%の消費税増税はどうしても必要。
- 金利が上昇し、利払費を払えなくなったら、デフォルトを起こしてしまうが、それは絶対に避けなければならない。その上で、社会保障を充実しなければいけないとすると、本当に5%で足りるのだろうか。
- 震災があったため、当然財政支出は増えるが、これだけ財政が悪くなっている中で、更に財政支出が増えることを日本はどう考えているんだろうか、とマーケットは見ている。財政について、絶対発散させないというメッセージを政治の意思としてマーケットに示すと同時に、世界に示さないといけない。そのためのメッセージとして、消費税率の5%引上げくらいは決められないと我々の政治意思が問われかねない。

#### 《いわゆる逆進性対策》

○ 消費税の低所得者対策に関しては、今回の社会保障改革における低所得者対策や、所得税の再分配機能の強化の合わせ技でいくのか、当初民主党で考えていた給付付き税額控除でいくのか、国民に納得してもらうための理論構築をしてくのが税調の役割。

#### 《課税の適性化等》

- タックス・オン・タックスといった技術的な事項については、成案とは別に工程表を作る中で、秋以降にやるといった整理を行った上で、ひとつひとつ丁寧に議論していくべき。
- 財源としての消費税ではなく、消費税そのものを議論する必要がある。その中には、税率、軽減税率を適用するのか、二重課税と言われている問題、国と地方の配分といった論点が含まれる。
- 消費税に関する詳細が分からないのに、税率だけ先に決めるというのは順序が 逆ではないか。
- 昨年12月の閣議決定に基づき、社会保障の安定財源としてどのくらい必要で、それは何で対応するのかについては、この場で決めていきながら、タックス・オン・タックスやインボイス等の細かな問題は秋に向けて議論するということではないか。

○ 成案決定後、消費税の引上げを法案化するときに税制調査会で議論しなければならない課題としては、いわゆるタックス・オン・タックスの問題、医療費非課税の問題、簡易課税、免税点の問題などがある。

#### 《国・地方の配分》

- 現行の消費税(国分)は、予算総則において高齢者3経費に充てられているが、 「改革後」の消費税と地方消費税、交付税部分の関係がどうなるのかが示されて いないが、どう考えているのか。
- 年金を除く社会保障は、全て自治体が足腰を担っている。しかしながら、集中検討会議では、社会保障のあり方についても財源論のあり方についても、実質的に自治体の意見を聞いていない。自治体が単独で実施している事業でも、敬老祝い金のような自治体が自主的にやるべき事業もあれば、乳幼児医療の無料化、妊婦検診のように全国的に実施しているものもあり、これらを民主党政権としてもきちんと評価すべきである。したがって、先般、地方の意見をきちんと聞くべきと申し上げ、そういう方向になった。すぐに20日までとか期限を区切って、大事な問題を抜きにしてどんどん議論を進めていくというのではなく、意見を聞くべきところは聞いて進めないとうまくいかないのではないかと申し上げた。
- 国民の感覚からすれば、「制度として確立された社会保障」だけが社会保障ではない。それぞれの地域の実態や実情に応じて、場合によってはやむにやまれぬ現実によって給付をしている、あるいはいろんなサービスをやっていることも含めて社会保障というふうに国民は見ている。
- 地方の声をもっと聞くということをしていかなければいけない。

#### 《改革の実施(経済との関係)》

- 集中検討会議では、消費税率の引上げは特に景気後退にはつながらない、軽減税率は設けるべきではないという意見のみだった。税調で議論が深まることを願っている。(再掲)
- 日本は第二次大戦後はお金を刷って財政を賄ったのに、なぜ今、日本でそれができないのか。税率を上げれば景気が更におかしくなる。こういった素朴な質問こ答えられなければいけない。赤字国債を数十兆一気に出して復興のために使うといのが国民の声ではないか。
- なぜお金を刷って財政を賄うことが問題か、については第一次大戦後のドイツ の例がその答となっている。
- 〇 昨年12月の閣議決定で、今年度の中ごろまでに成案を得るとしたが、3月11日の大震災で状況が変わっている。今、税率を上げることが、本当に日本の将来にとって良いことなのか。税率引き上げへのコンセンサスもない。経済成長とのバランスは極めて重要。今、税率を上げて経済は失速しないのか、そこが見えない中、つじつま合わせを行うべきではない。
- 震災が発災をする前から、税と社会保障の一体改革を行い、財政健全化にきちんと道筋を付けることはやるべき課題だったし、震災によりむしろその必要性は強まっている。IMF のリサーチによると、今、一番日本に期待されていることは、財政

の安定である。震災で大変だが、震災に向けての復旧、復興をきちんとやると同時に、併せて財政健全化の道を日本がたどろうとしているかを今、世界は見ている。(再掲)

○ 「改革案」では、「経済成長との好循環の実現」とあるが、経済成長戦略との連携が見えない。経済成長を実現していっても、それでも税収が足りなくなるという議論であれば説得力があるが、経済成長の議論を尽くさないというのであれば疑問がある。

#### 【消費課税(消費税以外)】

○ 車体課税の抜本的見直しは、エコカー減税が平成 23 年度末で切れるので、法 律の文章からいっても欠くべからざるもの。

#### 【資産課税】

#### 【地方税制】

#### 【その他】

- 「現在の世代が受ける社会保障は、現在の世代で負担するとの原則に一刻も早く立ち戻る必要がある」とあるが、かつてそうだったことがあるのか。日本の社会保障は、現在の世代の人も、将来世代も支えているというのがありようだったのではないか。
- 集中検討会議では、非正規雇用への厚生年金適用拡大に関して、保険料が労使折半なのかといった点について議論されていない等、保険料の姿が十分に見えないため、税の議論ができないのではないか。
- 〇「改革案」に3号被保険者の見直しが入っているのに、将来の費用推計では、現 行の税と保険料の比率を前提としているのはおかしいのではないか。3号の見直 しなど、保険料の世界での改革論についても丁寧に説明すべき。
- M 字カーブの解消の観点からは、被用者年金の一元化、パートへの厚生年金の拡大、配偶者控除は密接に絡んでおり、合わせて議論すべき。
- 少子化対策、障害者対策、雇用対策、教育を含め、本当の全世代対応型になっているかどうかについて、どこかで議論していくべき。
- 番号制度や納税者権利憲章手続き論、歳入庁といった課題も、今日の議論ではないが、今後の論議に加えていただきたい。

## 社会保障改革に関する集中検討会議 民間幹事委員との意見交換(6月10日)における主な意見

- 効率化・重点化を更に具体化すべき。介護の自己負担割合引上げや軽度介護の見直しも 進めるべき。非正規への保険適用拡大は慎重であるべき。
- 持続可能性の確保のため重点化を進めるべき。高齢者から若者への給付の移転も必要。 両方の視点から年金の支給開始年齢引上げを進めるべき。
- 急激に減りゆく次世代のための改革をすべき。支給開始年齢引上げも必要。軽減税率は 政治利権を生む。相続税で社会保障の余剰を返していくべき。
- 給付と負担のバランスが大事。効率化が忘れられてはいけない。医療分野の既得権を是正し、IT 化や地域ごと、医療職間での提供体制見直しが必要。
- 給付付税額控除などの負担緩和策や 2025 年を展望した社会保障の将来像を示すべき。 低所得者の医療窓口負担に十分配慮すべき。年金支給開始年齢引上げは雇用との接続が 重要。
- 財政や経済が破綻した場合、最も被害を受けるのは中小企業や低所得者。持続可能な負担構造や効率化を勘案した一体改革が必要。
- 社会保障がよくなると認識されないと国民は負担増について納得しない。給付削減は自助をカバーする公助の仕組みがうまくできる必要。
- 国民の理解を得るためには、機能強化のうち、高齢化による経費があること、効率化に 取り組んでいること、現役世代を支援していること、を示すべき。
- 公費以外の自己負担や保険料のあり方も明示すべき。高齢者医療や介護に公費投入を増やすべき。医療の標準化、IT 化、子ども手当の所得制限の検討が必要。
- 中福祉であるためには高負担が要る。改革が遅れれば遅れるほど高負担になる。機能強化を示しつつリーダーシップや公務員改革をも進めるべき。
- 社会保障改革(機能強化)を主体としたため、財政健全化との一体改革が危うくなっている感あり。どちらも半々、1:1だと打ち出すのも一案か。
- 社会保障の持続可能性はとても維持できる状態ではない。消費税をうまく使っていくしかない。ここまで来れば実施あるのみだ。